

プレカット ニュース



一般社団法人 全国木造住宅機械プレカット協会

東京都千代田区永田町2丁目4番3号永田町ビル6階

TEL 03 (3580) 3215 FAX 03 (3580) 3226

<http://www.precut-kyokai.com>

新年のご挨拶

一般社団法人 全国木造住宅機械プレカット協会

会長 工藤 和夫

新年あけましておめでとうございます。皆様には、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、常日頃より、協会の取組にご理解ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、令和5年の新設住宅着工戸数（1～10月）は約69万戸（前年同月比で4.3%の減）となり、木造住宅についても前年同月割れが19カ月続いているところです。一昨年はウッドショックで住宅資材のうち木材価格が最初に上昇しました。その後木材価格は下落したものの、その他の資材は高止まり、加えてエネルギーコストも上昇し、プレカット業界を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっています。

しかしながら、厳しい環境の中にも変化の兆しが表れてきたのではないかと考えます。住宅業界におきましても、注文住宅から分譲住宅へ、さらには非住宅分野へと事業の多様化が進んできたように思われます。また、非住宅分野においても地球温暖化等の環境対策の観点から木造への関心が一段と高まってきました。さらに、木造の非住宅は、これまで公共施設などの大規模建築物が主でしたが様々の規模や用途に広がってきました。使用する部材も特注の大径集成材や大型CLTだけでなく、住宅と同様の一般流通材を使用するものが増えてきました。住宅と同じ一般流通材を使う建築物であれば、住宅機械プレカットが得意とする分野であり、見方を変えればプレカット業界に新しいビジネスチャンスが広がってきたとも言えるのではないのでしょうか。

このような中で、4号特例の見直しや人手不足などの課題にも着実に対応していくことが求められているところです。協会では、令和5年度の取組において、4号特例の見直しに向けた対応準備として、協会独自の取組である「プレカットCAD技術者研修」において、工場の頭脳であるCADオペレーターや営業マン等を対象に木質構造・材料・伏図作成等の知識や技術を基礎と応用のコースに分けた研修を行っているほか、新たに集合研修を開催して、プレカット工場に求められる構造基準のポイント解説や実務に役立つ演習を重点的に行うこととしています。

また、工場等の人手不足に対応するため、外国人労働力確保施策の創設に向けた取組への協力にも力を入れているところです。林野庁では『木材産業分野における外国人「特定技能制度」の創設』についての検討が進められており、その検討に資するために全国木材組合連合会に委託されている事業に、協会としても一部会員の協力を得ながら積極的に協力しているところです。

協会では、このような取組を通じて、会員そしてプレカット業界の皆様への支援に努めているところです。今後とも一層のご理解ご協力をお願い申し上げる次第です。

最後に、本年が皆様方にとってすばらしい一年となりますようにご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

令和4年会員プレカット工場基礎調査の集計結果(第4回報告)

令和4年12月現在で実施した「令和4年度会員プレカット工場基礎調査」の集計結果の第4回報告では、会員工場における「職員と有資格者数」、「事業の形態」、「地域におけるプレカット加工率」について報告します。(調査回答者数：41社)

【職員数と有資格者数】

1 職員数(1工場当たりの平均在職者数) (単位：人)

事務所		工場		CAD部門	
正規	臨時	正規	臨時	正規	臨時
15.9	1.3	35.3	8.6	13.3	0.4

2 有資格者等(有資格者を配置する工場数とその平均在職者数)

	建築士			CAD技術者認定登録者：当協会が実施		
	1級	2級	木造	1級	2級	3級
配置工場数	19	35	1	10	26	4
1工場当たりの数(人)	1.5	4.6	1	1.2	4	3

	雇用する工場数	平均在職者数(人)
大工等の雇用の有無	29	3.4

【事業の形態】

1 製品の主な納品先

	住宅生産ビルダー	流通/問屋/建材会社	木材加工業者	計
割合(%)	66	22	12	100

	大手住宅メーカー	地域ビルダー/工務店	大工/小規模工務店	その他	計
住宅生産ビルダーの内訳(%)	33	50	14	4	101

2 製品価格の形態(資材費込みか加工費のみ(賃引き)か)

	資材費込み	賃引き	計
割合(%)	81	19	100

3 グループ会社の事業内容(どのような事業を行う会社とグループを形成しているか)

	プレカット	製材業	木材市場	建材販売	住宅建築	その他
工場数	39	10	3	15	13	13
割合(%)		26%	8%	38%	33%	33%

*売上の9割以上がプレカットのグループは10グループ(割合：26%)

4 一括納品等への対応状況(プレカット部材の納品時に合わせて納品(対応)するもの)

	金具等	その他建材	住宅機器	建て前	その他
工場数	34	22	8	11	1
割合(%)	85	55	20	28	3

【地域におけるプレカット加工率】

北海道	東北	関東	中部	近畿	中・四国	九州	全国平均
95%	89%	95%	96%	98%	95%	94%	94%

プレカット業況調査 (令和5年11月期)

(一社) 全国木造住宅機械プレカット協会会員調査 (回答率: 59%)

設 問	回答比率 (%)			DI	前回 DI
	(1)	(2)	(3)		
1-1 今月の受注額は3ヵ月前と比べて如何ですか。 (1) 好転 (5%以上の伸び) (2) 変わらず (±5%未満) (3) 悪化 (5%以上の減)	15	48	36	-21	-31
1-2 3ヵ月後の受注額をどう予測しますか。 (1) 好転 (5%以上の伸び) (2) 変わらず (±5%未満) (3) 悪化 (5%以上の減)	3	55	42	-39	±0
2-1 貴社の坪当たり平均総加工単価はいくらですか。	全体平均: 5,400円 (前回: 5,500円)				
3-1 今月の製品加工単価は3ヵ月前と比べて如何ですか。 (1) 好転 (5%以上の伸び) (2) 変わらず (±5%未満) (3) 悪化 (5%以上の減)	3	88	9	-6	-17
3-2 3ヵ月後の製品加工単価をどう予想しますか。 (1) 好転 (5%以上の伸び) (2) 変わらず (±5%未満) (3) 悪化 (5%以上の減)	3	85	12	-9	-7
4-1 今月の資材(製品)入手状況は如何ですか。 (1) 容易 (2) 変わらず (3) 困難	9	73	18	-9	+33
4-2 3ヵ月後の資材(製品)入手状況をどう予測しますか。 (1) 容易 (2) 変わらず (3) 困難	18	73	9	+9	-7
5-1 今月の収益は3ヵ月前と比べて如何ですか。 (1) 好転 (5%以上の伸び) (2) 変わらず (±5%未満) (3) 悪化 (5%以上の減)	15	45	39	-24	-40
5-2 3ヵ月後の収益をどう予測しますか。 (1) 好転 (5%以上の伸び) (2) 変わらず (±5%未満) (3) 悪化 (5%以上の減)	3	52	45	-42	-3

*DI=(1)の%- (3)の%、+の数値が大きいほど好況、-の数値が大きいほど不況。

*前回調査: 令和5年8月

【調査結果の分析】

受注額も収益も厳しい中で、3ヵ月後はさらに悪化の予測となっています。

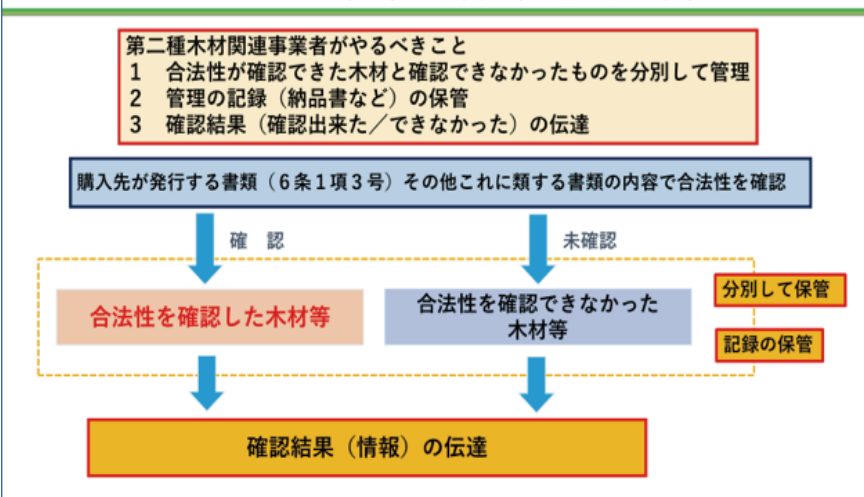
- 1 今月の受注額のDIは-21で、2月期からの悪化が続いています。一方、3ヶ月後の予測は8月期の±0から-39に悪化となりました。
- 2 構造材の加工単価の全体平均は100円のマイナスで5,400円になりました。製品加工単価のDIは-6となり、3ヶ月後も-9とやや悪化の予測が続いています。
- 3 今月の資材入手状況は-9とやや悪化となりました。また、3ヵ月後は+9と好転する予測となっています。
- 4 今月の収益は「受注額」と同様に-24と前回同様の悪化となりました。3ヶ月後の予測は8月期の-3から-42へとさらに悪化する予測となっています。

～事務局だんらん(その4)～

【話題】「クリーンウッド法の一部を改正する法律」が令和5年5月8日に公布されました。公布から2年以内に施行することとされており、現在、その具体的・詳細な内容が検討されているところです。以下でクリーンウッド法とプレカット工場との関係を事務局なりに整理してみました。

- ① 対象物品となる「木材等」は、木材及び木材を加工したり、主たる原料として製造した家具や紙等とされており、木材・木製品のほかにオフィス用の机やいす、フローリングや木質系セメント板、木材パルプ、コピー用紙や印刷用紙なども法律の対象となります。
- ② 「木材関連事業者」とは、木材等の製造、加工、輸入、輸出又は販売（消費者に対する販売を除く）をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築または建設をする事業等を行う事業者とされており、プレカット工場は「第二種木材関係事業者」となります。

○ クリーンウッド法に基づく第二種木材関連事業者の努力義務



③ プレカット工場にはこの法律により、左図のとおり努力義務が課されています。具体的には、合法性が確認できた木材と確認できなかった木材を分別して管理すること、その管理の記録（納品書など）を保管し、確認の結果を納品書等に添えて販売（伝達）することです。

○ クリーンウッド法に基づいて確認する書類の様式

「購入先が発行する書類」と「確認結果の伝達」の書類の様式（事例）

納品書

令和〇年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇 様

〇〇木材株式会社
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
〇〇〇〇木材関連事業者

登録番号〇〇-CLW-1-〇〇号
ガイドラインに基づく事業者認定
番号
〇〇〇合法第〇〇〇号

登録や認定を受けている場合は、その名称と登録（認定）番号を記載する

木材等について、その合法性の確認を行った旨とその結果をすべての木材関連事業者が必ず記載する

納品書に記載するほか、これらの記載すべき情報の一部をカタログやホームページ等で取引先（譲り渡し先）へ提供することも想定されます。

上記の製品は、クリーンウッド法に基づく確認を行い、合法性が確認できたもの（確認できなかったもの）です。

商品名	樹種	品等	寸法	数量	素材種	材種	単位	金額	備考

④ 確認は左図のような書類で行います。資材購入時に登録や認定を受けている工場等から、登録等の名称と番号入りで、合法性の確認を行った旨とその結果を記載した納品書等を受け取って、プレカット工場が確認。出荷時には同様の納品書等を付けて納品することになります。

この取組を実践する者を協会独自に認定するのが「合法木材供給事業者認定事業」です